２　認定指定設備を設置した者は、その認定指定設備に変更の工事を施したとき、認定指定設備の移設等を行つたとき、又は認定指定設備の冷媒ガスの種類の変更を行つたときは、前項ただし書の場合を除き、前条の規定により当該指定設備に係る指定設備認定証を返納しなければならない。

３　第一項ただし書の場合において、認定指定設備の変更の工事を行つた者、認定指定設備の移設等を行つた者又は認定指定設備の冷媒ガスの種類の変更を行つた者は、当該認定指定設備に係る指定設備認定証に、変更の工事の内容及び変更の工事を行つた年月日又は移設等を行つた年月日を記載しなければならない。

（認定指定設備の移設等又は認定指定設備の冷媒ガスの種類の変更に係る調査の申請等）

第六十二条の二　（略）

別表第一（第二十五条関係）

検査項目	完成検査の方法
1　製造設備が定置式製造設備である製造施設の場合	
一～六　（略）	一～六　（略）
七　第七条第一項第六号の冷媒設備の耐圧試験	七　冷媒設備の配管以外の部分を耐圧試験用設備を用いた許容圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、許容圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）若しくはその記録又は第七条第一項第六号の規定により経済産業大臣が認める方法により検査する。
八～十九　（略）	八～十九　（略）
2　（略）	（略）
備考　（略）	

（特定設備検査規則の一部改正）

第三条　特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定設備の範囲）	（特定設備の範囲）
第三条　法第五十六条の三第一項の経済産業省令で定める設備は、高圧ガス設備のうち次の各号に掲げる容器以外の容器及び当該容器の支持構造物（塔（一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十七号に規定する塔をいう。）又は貯槽（貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。）（以下「塔槽類」という。）と一体のもの（以下「特定支持構造物」という。）に限る。）とする。	**第三条**　法第五十六条の三第一項の経済産業省令で定める設備は、高圧ガス設備のうち次の各号に掲げる容器以外の容器及び当該容器の支持構造物（塔（一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十七号に規定する塔をいう。）又は貯槽（貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。）（以下「塔槽類」という。）と一体のもの（以下「特定支持構造物」という。）に限る。）とする。
一～十　（略）	一～十　（略）
十一　水電解水素発生装置に係る容器（保安上特段の支障がないものとして認められたものに限る。）	（新設）